

チェルノブイリ事故28年の苦悩と風評被害

東京農業大学国際食料情報学部教授 門 間 敏 幸
在ウクライナ日本大使館 ガンジャ ポロジミル

チェルノブイリ原子力発電所事故から 28 年が経過したウクライナ、ベラルーシを対象として、風評被害問題を中心に行政組織、研究機関、民間組織 7 カ所を訪問調査した。調査は、主として風評被害問題に焦点をあてて実施したが、事故後 28 年が経過した現在、我が国で問題になっているような農産物・食品の風評被害の存在を確認することはできなかった。そのため、問題を被災者の健康問題、心理的・社会的な影響にまで広げて風評被害の実態を調査した。さらに、これらの訪問調査に基づいて、チェルノブイリ事故の風評評価から見た我が国の今後の風評対策の展開方向を整理した。

はじめに

日本都市センターでは、2011 年 3 月 11 日に東日本大震災の津波事故に起因して発生した東京電力福島第一原子力発電所事故の影響を「風評被害」に的を絞ってその発生メカニズムと影響の実態を明らかにしてきた¹。さらに、放射能汚染地域の市町村、農企業、NPO 法人等が風評被害克服のためにどのような取組みを実施してきたか、また、消費地としての性格が強い都市部の区市における放射能汚染の影響と、産地である被災市町村を支援するための取組み、さらには被災地に誘致された企業による支援活動の実態などを調査し、1) 正しい情報のタイムリーな提供、2) 被災地と消費地の市町村の日常的な連携の重要性、3) リスクコミュニケーションによる政府、市町村の取組みと情報提供に対する信頼の獲得、4) 徹底的な放射能検査による安全の獲得に対する市町村の取組みの重要性を指摘した²。

また、この調査の一環として 1986 年 4 月 26 日に発生したチェルノブイリ原子力発電所 4 号炉の爆発の影響が、事故から 28 年が経過した現在においてどのように収束もしくは継続しているかを解明するため、風評被害を主たる目的として訪問調査³を実施した。本論では、この調査報告を中心としながら、各種資料に基づきながらチェルノブイリ原子力

¹ 公益財団法人日本都市センター『自治体の風評被害対応～東日本大震災の事例～』2014年。

² 前掲書を参照されたい。

³ 2014年3月10日から16日にかけて、公益財団法人日本都市センターとともに、ウクライナ及びベラルーシの行政組織、研究機関、民間組織を訪問し、調査を行った。

発電所事故後 28 年の事故収束に向けた関係機関の努力と被災者の苦悩に迫ってみたい。

1 調査訪問先の概要

チェルノブイリ原子力発電所事故の影響評価のために訪問した組織と主たる対応者は、表 1 のとおりである。

表 1 調査訪問先と対応者

訪問組織	対応者	訪問日時
ウクライナ国立チェルノブイリ博物館	学芸員	3月11日
ウクライナ生態協会	サーモイレニコ協会長	3月11日
ウクライナ国家科学アカデミー社会学研究所	事務局長、社会学博士アンジャミン氏他2名	3月12日
ウクライナ農業放射線科学研究所	カーシバロヴ所長ほか関係研究員	3月12日
ベラルーシ・ゴメリ州実行委員会	ボイダック課長ほか環境・衛生・文化・農業関係担当者、チェルノブイリ子ども基金担当者	3月13日
ベラルーシ放射線生物学研究所	アヴェリン研究所長ほか関係研究者	3月13日
ウクライナ消費者協会	サムチーシン協会長ほかメンバーの医師、国会議員アドバイザー、弁護士、研究者	3月14日

出典：筆者作成

以下、訪問した各組織の概要について簡単に記しておく。

<ウクライナ国立チェルノブイリ博物館>

ウクライナ国立チェルノブイリ博物館は、人類が経験した悲惨な原子力事故災害の実態を現世代並びに未来世代に伝えることを目的に 1992 年に首都キエフに建設された。約 1,100m² の展示スペースには当時の機密文書、放射能汚染で消滅・避難した村や町の標識、亡くなった人たちの写真や遺留品等が展示され、事故の悲惨さを伝えている。また、放射能の危険性に関する情報が不十分なまま原子力発電所の事故収束に参加した消防士、軍人の勇気とその後の苦悩が聞こえるような展示となっている（写真 1）。

写真 1 チェルノブイリ事故で被災した子供達



<ウクライナ生態協会>

ウクライナ生態協会は、チェルノブイリ事故の実態を正しく伝えることを目的に 1988 年に設立され、1992 年に法務省に登録された。生態協会は、チェルノブイリ被害者が国から様々な支援が受けられるように、研究者、ボランティア、政治家などがネットワークを構築して支援活動を展開している点に特徴がある。また、生態協会はチェルノブイリ原子力発電所の停止と従業員の社会保障の実現を目指した政党「緑の党」の母体ともなっている。使用済み核燃料の保管場所の提言、さらには放射線対策のための環境アセスメントの実施と各種提言などの活動を通して政府政策に大きな影響を与えている（写真 2）。

写真 2 生態協会を支えるサーモイレンコ会長



<ウクライナ国家科学アカデミー社会学研究所>

当該組織では、1991 年からチェルノブイリ事故の影響に関する社会心理的なモニタリング研究を実施している。具体的には、汚染地域の人々の社会心理・復興プロセス、人々の行動様式などの解明、情報メディアのリスクマネジメントについて、毎年 1,000 人位の人々を対象としてモニタリング調査を継続して実施している（写真 3）。

写真 3 被災者の社会心理調査の重要性を認識した社会学研究所での調査



<ウクライナ農業放射線科学研究所>

当該研究所は、1986年のチェルノブイリ原発事故を受けて、放射線の農作物への影響や農地の回復に関する調査研究を実施するために、原子力発電所爆発2週間後の5月9日に設立された。資本主義と社会主義と政治体制が異なるとはいうものの、震災後3年が経過しても、専門の研究所さえできない我が国の対応の遅さが痛感される。研究所では、植物への放射能の吸収抑制技術の開発、牧草から牛乳への放射性物質移行の抑制、外部被爆・内部被爆を下げる方法の開発を行い、生産を継続しながら放射能汚染を減少させる対策確立のための科学的な基礎データの蓄積に大きく貢献している（写真4）。

写真4 ゲルマニウム半導体検出器の前で我々の質問に応えるカーシバロバ所長



<ベラルーシ・ゴメリ州実行委員会>

ベラルーシのゴメリ州は、チェルノブイリ事故による放射線の影響を大きく受けた地域の1つである。州の8割の地域に放射性物質が降下し360の村々が放射能の影響を受けるとともに、1,600haの農地が利用不可能になった。そのためゴメリ州実行委員会(州政府)は、96の村や集落から94,000人の住民を避難させた。これまで5つの対策プログラムが展開

されている。第1から第4までのプログラムは、主として住民の避難に関するものであるが、第5次プログラムは汚染地域に居住する人々の自立に関わるものである。住民への情報提供サービスは、教師、専門家も参加して正しい知識を住民、学生、児童がもつことを目指して実施している（写真5）。

写真5 多くの関係者が集まりチェルノブイリ事故に対するベラルーシ政府の体系的な取り組みが紹介された



<ベラルーシ放射線生物学研究所>

ベラルーシ科学アカデミー・放射線生物学研究所はチェルノブイリ事故1年後の1987年に設立された。10の研究室に85人のスタッフが勤務し、①土壌、水、大気、植物における放射能の挙動、②放射線被爆による健康への影響、③内部被爆・外部被爆の影響評価、④放射線防護薬剤に関する研究などを実施し、その成果を国民に発信している（写真6）。

写真6 学ぶべきことが多い放射線生物学研究所の取り組み



<ウクライナ消費者協会>

ウクライナ消費者協会は、消費者が購入する商品の安全性、消費者の権利保護、栄養補助食品に関する知識の啓蒙を行う組織として1989年に結成された。特に放射能汚染問題に関しては、政府の情報公開に関する問題を指摘するとともに、被爆した人々の健康に関しては、政府の見解よりも問題はより深刻であることを警告している。また、食品の放射能汚染についてスーパーマーケットなどでは放射性物質の検査を行っているが、地方の市場や個人の生産者レベルでは測定されていないため、汚染された食べ物が流通していることを警告している（写真7）。

写真7 民間組織として放射能の危険を警告しつづける消費者協会



2 チェルノブイリ事故における風評被害を考える視点

(1) ウクライナ・ベラルーシにおける食品・農産物の放射能対策

今回の調査の目的は、チェルノブイリ原子力発電所事故によって風評被害が発生したか、また、事故後28年が経過した現在、風評被害が収束しているのか継続しているのか、ウクライナ、ベラルーシ、ロシアではどのような風評被害対策が採用され、その効果はどうかであったか、日本で参考にできる対策はどのようなものかを解明することにあつた。これらの目的を達成するため、上記の7つの機関で実施した聞き取り調査の内容は広範なものであるが、ここでは特に食品・農産物の放射能汚染に関する調査結果の概要を総括しておく。

ア ウクライナでもベラルーシでも、事故直後は農林畜水産物の放射能検査は厳しく実施された。特に市場では必ず検査が実施された。また、ウクライナ生態協会では、市場検査に納得しない人々に対して独自の検査所で測定サービスを行うとともに、移動検査車を利用したサービスも実施した。

表 2 ソ連・ウクライナ・ロシア連邦・ベラルーシ・日本の食品中の放射性物質の暫定基準値及び現在の基準値（単位：Bq/kg）

国名	ソ連	ウクライナ	ロシア連邦	ベラルーシ	日本	
食品名 設定日	1986/5/30	2006/5/3	2001/11/6	1999/4/26	2011/3/18	2012/4/1
水	370	2	8	10	飲料水 200	飲料水 10
牛乳	370	100	100	100	牛乳・乳製品 200	牛乳 50
チーズ	7,400	200		50		
バター	7,400	200	200	100	その他 500	一般食品 100
植物性油	7,400	100		40		
牛肉・豚肉	3,700	200	160	牛肉・羊肉 500	肉・卵・魚・ その他 500	
鶏肉	3,700	200	180	鶏肉+豚肉 180		
卵	1,850	100	80			
魚	3,700	150	130		野菜類 500	
野菜	3,700	40	120	100		
ジャガイモ	3,700	60	40	80	その他 500	
果物（生）	3,700	70		40		
穀類	370	50	70		穀類 500	
パン	370	20	40	40	その他 500	
キノコ	18,500	500	500	370		
キノコ（乾燥）		2,500	2,500	2,500		
幼児用食品		40		37		幼児用食品 50

出典：Volodymyr Ganzha 『チェルノブイリ事故による放射能汚染の実態と風評被害評価に関する研究』
東京農業大学修士論文（2014.3）、p60

イ 食品・農産物に含まれる放射性物質の基準値の設定に関しては、研究者の間で高い基準値を支持するグループと低い基準値を支持するグループに分かれ議論が行われたが、市民は低い基準値を常に要求し、次第に基準値は下げられ、現在は表 2 のように決定されている。

ウ ウクライナ生態協会長の話では、農産物・食品に関して消費者の間で放射能汚染を警戒して特定の産地を敬遠する傾向は存在したという。その背景には、ウクライナでは、多くの消費者は放射能汚染地図を持っており、それに従ってどの産地の農産物・食品を購入すべきか否かを判断していた。

エ ウクライナでは、ソビエト連邦による事故直後の情報の隠蔽により、放射性物質検査に関して国の検査結果より、民間の検査結果を信じた国民が多く、ウクライナ生態協会が移動放射能測定車を利用した測定サービスを実施し、消費者から喜ばれた。

(2) チェルノブイリ事故後、風評被害は克服されたか

この問題に関する回答を客観的に確認することはできないが、7つの機関の調査結果を

総合的に判断するならば「克服されていない」と言うことができる。この判断は、次の調査結果から推察できる。

ア 2006年3月にウクライナ政府が定めたチェルノブイリ事故後の振興対策の課題と方向では、放射性物質の測定、食品・資材の放射性物質のモニタリングシステムの充実、住民の内部・外部被曝量の測定の重要性が指摘されており、放射性物質の監視と住民の健康への影響解明が重点課題として設定されていることがわかる。

イ また、ウクライナ社会学研究所が行った住民の心配事項の調査結果によれば、森の幸（きのこ、ベリー類）、水、食料品に含まれる放射性物質に対する不安が依然として続いており、自らできる健康対策、食品に含まれる放射性物質を下げる調理方法に関する情報提供が求められていることが明らかになっている。

ウ 低線量被曝による健康不安は依然として続いており、健康維持のための対策の展開に対する希望が強い。

エ 汚染地域の食べ物の安全性、効果的な除染方法に関する住民調査の結果では、住民の危険意識のレベルは低く、知識も不十分であることが指摘されている。この点に関しては、共同執筆者のボロジミルの調査でも確認されている⁴。また、ウクライナ社会学研究所が1992年から実施している健康に関する社会心理調査によれば、チェルノブイリ被害者の恐怖、被害者意識は今でも強く残っており、最近では福島の影響で社会不安は再び高まっている。

オ ウクライナでは、食品の安全性に関する風評よりも健康に対する風評による心理的な不安、社会生活上の不安といった非経済的な被害が問題になっている。

3 チェルノブイリ事故に関わる風評被害の定義

チェルノブイリ事故に関わる風評被害を正しく評価するためには、風評及び風評被害の定義をここで改めて検討しておく必要がある。『広辞苑 第6版』は風評、風評被害を次のように整理している。風評とは「世間の評判。うわさ。とりざた。風説」、風評被害とは「風評によって売上げ減などの被害を受けること」だとする。

また、原子力防災基礎用語集で風評被害を見ると、「悪いうわさや評判など捉えどころのない風評によって、商品やサービス自体には何ら問題がないにも関わらず、それらが忌避されることにより、生産者が経済的に損害を被ることを風評被害という」と定義されている。また、東日本大震災の風評問題を考察しながら風評及び風評被害の定義を行った関谷は、風評被害を「ある社会問題（事件・事故・環境汚染・災害・不況）が報道されるこ

⁴ Volodymyr Ganzha『チェルノブイリ事故による放射能汚染の実態と風評被害評価に関する研究』東京農業大学修士論文、2014年。

とによって、本来「安全」とされるもの（食品・商品・土地・企業）を人々が危険視し、消費、観光、取引をやめることなどによって引き起こされる経済的被害のこと」⁵と定義している。

他の定義と異なり、関谷の定義はマスコミュニケーションの発達という現代の社会の特徴をクローズアップしている点に大きな特徴がある。また、原子力防災基礎用語集や関谷の定義では、商品やサービス自体には「何ら問題がない」、あるいは本来「安全である」にもかかわらず、それらが忌避されて経済的な被害が発生するという条件を追加している。しかし、こうした日本における風評、風評被害の定義に従ってチェルノブイリ事故の影響を正しく評価することは困難である。その理由は、次のように整理できる。

1) 今回のウクライナ・ベラルーシの訪問調査でわかったことは、農産物や食品に対する不安に関しては汚染地域で生産された農産物を忌避する傾向が認められたが、市場に回っている農産物・食品については放射性物質の検査が行われ、安全がチェックされていると人々は認識していることである。また、農産物・食品の放射性物質の基準値に関しても、消費者や消費者団体の要望を受け入れ品目ごとに厳しく、かつきめ細かく設定されるなどの対策が実施されている。2013年にボロジミルがウクライナの消費者85名を対象として実施した放射能汚染に対する評価結果を見ると、日本で見られるような風評被害はウクライナでは発生していないが、事故後28年が経過した現在でも農産物・食品の安全性について人々は疑問を感じている。また表3に示したように、放射性物質の健康への影響についての心配は、事故後10年以降から低下している。

2) 事故後28年が経過したチェルノブイリ事故で最も深刻な問題は健康被害である。放射線の健康に対する影響に関しては様々な意見があり、研究者、関係者の意見の統一は認められない。特に事故後数年間にわたってソビエト連邦政府によって正しい情報の提供が行われなかったこと

表3 放射能汚染から安心だと感じるようになった時期

経過年数	外部被曝	農産物・食品の放射能汚染
最初から不安は無かった	25	25
現在でも恐怖はある	50	50
1990年頃から安心だと感じた	6	6
1996年頃から安心だと感じた	13	6
2000年頃から安心だと感じた	6	13

出典：Volodymyr Ganzha『チェルノブイリ事故による放射能汚染の実態と風評被害評価に関する研究』東京農業大学修士論文（2014.3），p84

注：数値は回答者割合（％）である。

は、ソ連邦の崩壊に伴うウクライナ、ベラルーシ、ロシアの独立政府に対する不信感にもつながっており、政府が提供する情報に対する信頼性は低い。チェルノブイリ事故の最大の風評は健康に関するものであり、ガン・白血病の発生、血管系や神経系の病気の多発など、

⁵ 関谷直也『風評被害－そのメカニズムを考える－』光文社新書、2011年、12頁。

長期間にわたる低線量被爆の影響に関して、住民は大きな不安を抱いている。

放射線の健康への影響に関しては、ウクライナ政府（緊急事態省）報告書の第3章⁶、調査報告『チェルノブイリ被害の全貌』第2部⁷、チェルノブイリ原発事故『ベラルーシ政府報告書』⁸並びに様々なレポートによって多様な調査結果が公表され、その解釈をめぐる意見の相違がさらに住民の不安を大きくしている。すなわち、健康に関わる風評問題がチェルノブイリ事故ではとりわけ重要であることを物語っている。

表4 わが国で多様な産業分野で発生した風評被害の様相

	直接的な被害	間接的な被害
農林水産業	売上減少 放射能検査費用 出荷制限 取引減少 注文減少 カタログから削除 出荷先の厳しい自主基準 キャンセル 価格低下 体験学習のキャンセル	作業員の配置転換 事業の転換 資材の値上がり 独自の除染対策
食品・飲料製造	販売量の減少 放射能の検査費用 取引停止 海外輸出の減少	原料確保先の変更 高価な原材料の調達
食品・飲料卸売	被災地からの製品入荷量の減少 取扱い価格の低下 市場での放射能検査 東北・関東産農産物の売り上げ減少・価格低迷 商品が売れない	農家の生産意欲低下（商品確保難） 被災地産製品の扱い忌避・自粛要請
小売業	観光客減少で観光土産が売れない 放射能検査の要請	商品の品揃え困難 地元産品の減少
旅行・観光業・飲食娯楽業	旅行者・利用客の減少 観光・娯楽施設利用者の減少 体験ツアー・教育旅行の減少 駐車料金の減少 宿泊客のキャンセル サービスエリア利用客の減少	地元食材の確保難 海外出身従業員の帰国 サービス価格の低下
タクシー・運送業	観光客の減少 貸切バスのキャンセル 農業関連資材の運送料減少 農産物の運送料の減少	サービス価格の低下 従業員・車両の遊休化
その他	スポーツウエアの売り上げ減少 プール用消毒剤の売り上げ減少 印刷資材の売り上げ減少（インキ、ダンボール） まき・木材・チップ・バーク堆肥等の売り上げ減少 自動車、タイヤ等の放射能検査（製造業） 海外からの技能実習生の帰国（農業・中小企業） 海外からの留学生の帰国と確保難（教育関係） 受け入れ困難な廃棄物の発生	

出典：東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議・宮城県環境生活部「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議関係団体等における風評被害の状況について」2012の調査資料に基づき筆者整理。

⁶ ウクライナ政府（緊急事態省）報告書『チェルノブイリ事故から25年 “Safety for the Future”』の第3章（健康への影響）、第4章（経済的・社会的影響）については、NPO法人 市民科学研究室『市民研通信』第14号で閲覧できる。

⁷ 原著は、『Chernobyl: Consequences of the Catastrophe for People and the Environment』、2009年、邦訳は星川淳（監訳）・チェルノブイリ被害実態レポート翻訳チーム訳『調査報告 チェルノブイリ被害の全貌』岩波書店、2013年で利用できる。

⁸ ベラルーシ共和国非常事態省チェルノブイリ原発事故被害対策局編（日本ベラルーシ友好協会訳）『チェルノブイリ原発事故 ベラルーシ政府報告書（最新版）』、2013年。

3) チェルノブイリ事故の影響に関する様々な文献、さらには我々の調査においても、観光を中心としたサービス産業への影響が特に問題とされた資料を発見することはできなかった。我が国では東京電力に対する賠償訴訟の中で、様々な産業分野における風評被害が表4のように問題となったが、社会主義体制下で発生したチェルノブイリ事故の場合、日本の風評被害とは様相が異なっている。そのため本報告では、チェルノブイリ事故における風評および風評被害評価のために、これらの概念を次のように定義する。

「風評とは、その原因となる事故や事件がもたらす社会的・物理的・心理的影響に関するうわさや風説である。」

「風評被害は、その原因となる事故や事件に関わる社会的・物理的・心理的影響に関するうわさや風説によって、直接的な被害以外の多様な経済的被害もしくは社会的・心理的な被害をもたらすことをいう。」

以上の定義では、マスコミ報道による影響だけに限定することなく、クチコミなどの情報伝達手段の影響を考慮するとともに、直接的被害以外の経済的被害、健康への影響に関する多様な情報が飛び交うことによる心理的な不安や意欲喪失と社会・コミュニティの活力の喪失などの影響の評価を重視している。

4 チェルノブイリ事故の風評被害の実態の考察

上記の定義に基づき、チェルノブイリ事故による風評被害の実態について考察する。もちろん、短期間の訪問調査から風評被害の実態に関わる客観的な分析数値を提示することは困難なので、訪問時のヒアリング、既往の文献から関連する情報を選択して考察するという方法を採用することとした。なお、風評被害としてここで取り上げるのは、チェルノブイリ事故で特に問題となった農産物・食品の安全性と健康被害である。

(1) 農産物・食品の風評被害について

ウクライナ生態協会、社会学研究所、消費者協会の関係者に対するヒアリング調査では、ウクライナにおいても農産物・食品の安全性に関して風評が広がり、放射能汚染地と見なされた特定の産地の農産物の購入が消費者から忌避された事実が指摘されている。しかし、市場に出回る農産物・食品については放射性物質の検査が行われ、基準値を超えるものは出ていないという安心感を消費者は一方でもっていたと思われる。しかし、食の安全を担保するために基準値を下げることに對する国民の要求は強く、年間被曝線量が 1 mSv (ミリシーベルト) 以下になるように、それぞれの農産物・食品の摂取頻度を考慮して基準値が定められた (表2 参照)。また日本の風評被害のように、基準値をクリアーしているにもかかわらず、福島県産農産物を中心に、東北地方や関東地方の農産物の購入が消費者から回避される、あるいは低い価格で取引されるといった風評被害が深刻な社会問題に

なったという指摘はなされなかった。

確かに日本で社会問題となったような風評被害はなかったが、チェルノブイリ事故後 28 年が経過した現在においても、農産物・食品の安全性に対する不安は継続している。ウクライナの首都キエフでボロジミルが実施した調査（85 人対象）では、キエフ州産農産物の安全性について 26%の人が「安全でない」と回答し、また農産物を購入する場合に 25%の人が生産地を重視して購入していることを指摘している⁹。また、今回の訪問調査で多くの訪問組織の担当者は、ウクライナ、ベラルーシでは放射能に関する正しい知識の啓蒙を重点的に行い不安の解消に努めたことを強調したが、現在の一般住民の放射能に関する知識は低いことが、我々の調査で明らかになった。

また、風評を抑えるためには正しい情報を消費者に提供することの重要性を多くの担当者は強調したが、ボロジミルの調査では放射能対策の信頼性について、政府が出している放射能の測定結果やサンプル調査に関して「信頼できない」という人が、それぞれ 54%と 64%に達していることがわかる¹⁰。ウクライナ農業放射線研究所のカーシバロバ所長は、上記の点について政府の情報提供よりも医者、教員など国民の信頼が高い人々に放射能対策に関する正しい知識教育を行って普及するのが有効であることを強調された。なお、ボロジミルの調査では、64%の人々がチェルノブイリ事故による汚染地域を正しく理解していることを明らかにしている。また、男性の 32%、女性の 55%がチェルノブイリ原発事故の影響について現在でも恐怖があることを指摘している¹¹。

(2) 健康に関する風評被害について

福島原発事故と、チェルノブイリ原発事故への対応で大きく異なるのは、被災地域さらには事故の影響を受けたと思われる地域の住民の健康対策である。特にチェルノブイリ被害者の場合、事故直後のソ連邦による情報隠蔽から健康被害を正確に予測することは困難であるが、チェルノブイリ・フォーラム（2003 - 2005）¹²では、次のような健康被害の発生を指摘している。

1) 事故後の最初の 1 年間の重度のベータ線熱傷や敗血症の合併症など急性放射線症候群による 1986 年の死者数は 28 人、1987 - 2004 年の間に 19 名が死亡しており、その事實は被災地住民に大きな恐怖をもたらした。

2) 放射線被曝による健康問題の影響としてガンや白血病による死亡者数の増加が取り上げられるが、放射線被曝を原因とするガン患者数を正確に予測できないとした上で、国

⁹ Volodymyr『前掲書』p69.

¹⁰ Volodymyr『前掲書』p75.

¹¹ Volodymyr『前掲書』p80.

¹² チェルノブイリフォーラム『チェルノブイリの経験：健康・環境・社会経済的影響－ベラルーシ・ロシア連邦・ウクライナ政府への提言－』、2003-2005年、国際原子力機関公共情報課の以下の翻訳資料、7-10頁。<http://nuqwatch.files.wordpress.com/2011/07/>

際的な専門家グループは、1986～1987年に除染・復旧作業に従事した作業員、避難民、最も汚染が激しい地区の住民 60 万人の中で、被爆の影響によるガン死亡率の増加は数パーセントと報告している。また、1992～2002年の間に事故当時小児もしくは思春期にあった人で甲状腺ガンの発症が 4,000 人以上、そのうちの 15 名が死亡したと報告している。またロシア当局は、1991～1998年の 6 万 1,000 人の原発事故に従事した作業員群（平均被曝量 107mSv）の死亡者の 5%は放射線被曝が原因であると報告している。

3) その他の健康被害としては、放射線被曝量の多い人に循環器系疾患、白内障の発生が増加していることが指摘されている。また、事故により被爆した人々の不安レベルは対照群の 2 倍、さらに原因不明の不調や主観的不健康状態の報告は対照群の 3～4 倍に達すると報告されている。

しかし、チェルノブイリ事故による放射線被曝の健康被害に関する様々なデータがあるにもかかわらず、その影響の全貌は依然として解明されているとは言えない。そのため、健康被害に関する様々な風評が発生しているのも事実であろう。その背景には、放射線被曝の安全性に関して専門家の間でも様々な意見が存在し、人々は何を信じていいかわからないという実態がある。放射線の影響や不安が疲労感、悪夢、周期的な鬱や不快感、原因不明の倦怠感、記憶障害、広範な筋肉の痛み、関節の痛み、気分の変化などの機能障害（原爆ぶらぶら病）といった症候群を生み出している¹³。こうした機能障害症候群が人々の健康不安をもたらし、そうした不安が口コミで多くの人々に広がるという形で広い範囲で健康被害に関わる風評問題が発生しているといえよう。

また、チェルノブイリ事故前後にウクライナ、ベラルーシで顕著な人口減少が発生し世界的に大きな注目を集め、その原因が分析された。その結果、原因として「高血圧と肥満」「喫煙・飲酒」「エイズ（HIV）」が指摘されているが、説得力は乏しい。チェルノブイリ事故による健康被害への不安、放射線被害は子供により深刻なダメージをもたらすことに対する不安、避難などによる心理的なストレス、健康面・経済面からの結婚への不安による出生率の低下が人口減少をもたらしたと考えるのが自然であろう。また、死亡率の増加の原因として、チェルノブイリ事故から 6 年もの間に実施された食品に含まれる放射性物質のかなり高い暫定基準値による内部被曝の蓄積と外部被曝の効果を無視することはできないであろう¹⁴。

(3) 社会的・心理的な影響について

ウクライナ政府（緊急事態省）の報告書『チェルノブイリ事故から 25 年 “Safety for the Future”』では、公式には被害者に含まれないキエフ住民を加えると 600 万人の人々の

¹³ 星川淳（監訳）・チェルノブイリ被害実態レポート翻訳チーム訳『前掲書』183頁。

¹⁴ 以下の情報を参考にした。<http://www.inaco.co.jp/isaac/shiryu/genpatsu/ukraine1.html>

社会的・心理的生活にチェルノブイリ事故は破壊的な影響を及ぼしたと総括している¹⁵。ウクライナ社会学研究所が社会調査を開始したのは1992年であり、ソ連邦からの独立直後の社会経済危機と重なり、事故の影響評価が難しくなっている。1992年には事故処理に関わった作業員と様々な被害者1万人を対象に社会心理学的な調査が実施され、その後も標本数は大幅に削減されたが、調査は継続されている。それらの調査結果は、次のようにまとめられている¹⁶。

1992年には国民の47%がチェルノブイリ事故の影響を恐れていたが、年数の経過とともに16%まで低下している。しかし、健康悪化の要因をチェルノブイリ事故が原因と考える人々が多く、恐怖の最大の原因となっている。1992年の調査結果から、チェルノブイリ事故は被災者の生活への関心の低下、人生そのものに対する多大な影響を及ぼし、政府からの支援に依存した生活を送っている実態が浮き彫りにされている。また現在、自分や家族の健康に対する関心が高く、強制移住させられた人々の新たな環境への適応がうまくいっておらず、故郷への帰村意識が強いことを指摘している。さらに、被災者の多くが悲観主義に陥っていることを示している。またこの調査では、チェルノブイリ事故を体験した人々のストレスを「第1のチェルノブイリ」と呼ぶとともに、国内メディアによる報道から得た情報によるストレスを「第2のチェルノブイリ」と呼んで区別している。事故から8年後に実施した調査結果を見ると、被災者が事故からの影響を克服すべく、積極的な活動を展開し、被災者の3分の1が「影響を克服した」と回答している点は注目できる。

チェルノブイリ事故の10年の総括では、被災者の最大の関心は生存問題であり、自らと家族・親戚を中心として孤立した戦いを行っていた。当局や地域団体への信頼は低く、被災者の多くは彼らの生活を保護するための法律についてほとんど知識がなかった。さらにチェルノブイリ事故の20年の総括として技術的災害は一瞬にして起こるが、それに誘発される社会文化的災害は被災者の地域社会が、はじめはほとんど気づかれにくいくらいにゆっくりと「汚染された孤島」へと劣化していると述べるとともに、環境は放置や除染で改善されるが、地域社会は放置すれば確実に悪化することを警告している。また、被災地域にはA 犠牲者症候群、B 社会的阻害症候群、C 避難再定住症候群、D 健康喪失症候群、E 不確実性混乱症候群、F 無知症候群などの社会的症候群が発生するが、その対応はほとんど失敗したと結論づけている。

この報告書では、チェルノブイリ事故の経済的・社会心理的影響のまとめとして15の教訓が整理されており、福島事故からの復興に際して傾聴すべき点が多い。その内容は、次のように要約することができる。「大災害の予防を社会・全人類の絶対的な価値にすること、危険の主観的評価と客観的評価の相違の縮小を図ること、被災者の支援の重点は彼

¹⁵ ウクライナ政府（緊急事態省）報告書『前掲書』121頁。

¹⁶ ウクライナ政府（緊急事態省）報告書『前掲書』117-139頁。

らに活動的な人生を回復する復興活動に置くべきであること、被災者の恐怖・ストレスに基づく「社会的症候群」に対して「機会（チャンス）」を重視して意識転換を図ることの重要性が示されている。」情報の欠如に伴う情報評価の主観的危険を少なくできるタイムリーで正確な情報提供の促進、被災地・被災者のための大規模な復興開発計画では社会的・文化的・経済的影響克服のための工程表を示すべきであろう。

おわりに

ーチェルノブイリ事故の風評評価から見る我が国の今後の風評対策の展開方向ー

(1) 総括 1ーチェルノブイリでは農産物・食品の放射能汚染の恐怖は克服されたか

チェルノブイリ事故では、放射能に汚染された食品の摂取による内部被曝による健康への影響が警告されている。ウクライナ社会学研究所の研究者へのヒアリングでは、事故後 28 年が経過した現在でも、被災地域の住民の心配事は、食料品の放射能汚染、低線量被曝の健康への影響、自分でできる健康維持対策、食料に含まれる放射性物質を下げる調理方法、水や環境の汚染、農産物の検査の実施状況、きのこやベリー類など森の幸の汚染状況等、農産物・食品汚染の実態と対策に関わるものであることを指摘していた。また、汚染地域住民の放射能リスクの回避方法に関する知識水準は低く、適切な対策が実践されていないといった問題も指摘された。

このような農産物や食品の放射能汚染に関する不安に関しては、常にモニタリングによる正確な情報提供を行い、こうした情報に基づいて自らを守る適切な対策を選択できる住民を増やすことが我が国においても重要である。そのためには、政府機関が責任をもって農産物・食品のモニタリングを行う必要がある。これによって食品・農産物の危険の主観的評価と客観的評価の乖離を縮めることが可能となるであろう。なお現在、我が国ではこうしたモニタリング検査に関して市町村によるサービスが実施されているが、これはあくまで市民が持ち込んだものを測定するサービスに限定されており、組織的な実施とはほど遠い。また、都会の消費者の不安に応える体制にはなっていない。少なくとも市場、スーパー、学校等の公共施設には放射能測定器を整備し、自ら測定して正しい知識を獲得して不安を払しょくするとともに、広域で流通する農産物・食品の安全性については、国が責任をもって科学的な検査を継続するとともに、常に正しい情報をタイムリーに提供することが不可欠である。

(2) 総括 2ーチェルノブイリでは健康被害と心理的・社会的不安は払しょくされたか

過去・現在・未来にわたりチェルノブイリ事故の最大の心理的・社会的不安は放射線被曝による健康被害問題である。環境汚染に関しては、放射能の自然崩壊・除染によりその

濃度は確実に低減するが、健康被害に関しては時間の経過に従って軽減されることはない。むしろ、外部・内部被曝量の蓄積、それに伴う心理的な不安の蓄積から問題はより深刻化している。健康問題の発生には個人の体質、ストレス耐性などの心理的特性等、様々な要因が作用しており、その原因を正確に特定することは難しい。また、問題特定のための広範な疫学調査に関しても、事故直後に綿密に設計されていれば可能であったが、事故直後の混乱からソ連邦崩壊までの6年間の正確な被害データの獲得は不十分であった。また、専門家の間でも放射線による健康問題の発生をより深刻に捉える者と、楽観的に捉える者では意見が大きく異なり、そうしたことが被災者に大きな不安を与え風評による心理的被害をもたらしている。

ウクライナのチェルノブイリ報告書によれば、チェルノブイリ事故処理作業員の1988～2008年までの健康な者の比率は67.6%～5.4%に低下し、ガン以外の消化器系疾患、循環器系疾患などの慢性病の比率は12.8%から82.3%に増加したことが示されている。特に被曝量が多い作業員で顕著に表れている¹⁷。またチェルノブイリ事故で避難した人のうち、小児期に被曝したグループでは網膜の血管障害リスクが高まることが、また被災地の子供達の場合は、事故後5年間で甲状腺、免疫系、呼吸器系、消化器系の疾患が進行する危険性が指摘されている。さらに、年数が経過すると、こうした病気の慢性化に伴う機能障害が顕著になることが指摘されている¹⁸。

統計的にはチェルノブイリ事故の影響が有意に検証されなくても、こうした健康被害のデータが続々と明らかになるにつれて被曝者の不安は大きく高まり、様々な憶測やストレスが蓄積されて風評が広がり、社会不安をもたらすであろう。

(3) チェルノブイリの経験を活かした我が国の風評被害対策の展開方向

福島第一原子力発電所の事故から既に3年が経過したが、一体我々はチェルノブイリから何を学び、人類の危機とも言うべきこの事故にどのような対処をしてきたのであろうか。結論から言うならば、チェルノブイリから学び事故対策を計画的・実践的に十分に展開したとは言えないであろう。その要因としては、東京電力という民間企業の責任で実施すべき対策と、国家が国民に対する責任として実施すべき対策の線引きが明確にできていないことが指摘できる。特に原発事故処理を現場の第1線で行う専門作業員の安全・健康確保とその後の健康管理対策、被災した住民の健康と生活保障、さらには心理的・精神的ストレスのケアなどについて、国と東電の責任分担のあいまいさがスピーディな問題解決を遅らせるとともに、将来の不安の要因となっている。

風評被害に問題を絞ってみるならば、東電に責任を帰す損害賠償問題ばかりが強調され、

¹⁷ ウクライナ政府（緊急事態省）報告書『前掲書』43-44頁。

¹⁸ ウクライナ政府（緊急事態省）報告書『前掲書』54頁。

農産物・食品、観光・サービス業の安全確保のための対策が初期段階で迅速かつ適切に行われたか検証する必要がある。この問題に関しては、チェルノブイリと同様に学者の見解が分かるとともに、生産者サイドに立つか消費者サイドに立つかによっても見解が分かれる。この点に関しては、事故後 28 年が経過したチェルノブイリにおいて内部被曝による健康問題が現在でも大きな社会問題になり、農産物・食品の安全性について、消費者は依然として不安をもっている。また、消費者の意見を入れて食品の安全基準値を食生活の実態に従ってきめ細かく設定している。さらに市場、スーパーなどでは放射能検査が義務づけられ、安全な食品が消費者に届く体制が整備されている。そのため現在の日本で見られるような食品の風評被害が表面上は認められない。しかし放射能に対する恐怖が消費者から去ったわけではなく、汚染地と思われる地域の農産物・食品を購入しないといった防衛策を消費者は自らとっている。

日本における農産物・食品の風評被害対策の大きな問題は、風評被害対策を東京電力と一部の被災地の対応に任せていることにある。確かに外部被曝を削減するための除染は国の責任で実施されているが、農産物・食品の安全確保のための放射能検査は都道府県、市町村などに任されているため組織間で取組みの温度差がある。さらに消費者対策のために生産者や事業者が任意で実施する場合の費用負担は事業者が負担している。こうした検査を専門の検査機関に委託する場合の費用は高いため、多くのサンプルを検査することはできない。ウクライナやベラルーシの調査では、こうした検査はすべて国が実施しており、組織的に行われて、測定データは一元管理されている。こうした放射能検査は「生産の基盤である農地の放射性物質の濃度把握→農地から作物への放射性物質の移行→牧草・飼料作物から牛乳・肉への移行→食品から人間への移行（内部被曝）→健康被害→心理ストレスや社会不安」という一連の問題の流れの中で体系的に把握すべきものである。そのためには放射線学、農学、医学、心理学、社会学、経済学、法学などの学問分野が連携してデータを蓄積して国民に迅速かつ正確なデータを情報発信していかなければならない。